

指導監査改善報告書

法人名：(社福) 昌壽会

事業所名：特別養護老人ホーム ほづみ

：特別養護老人ホーム 豊中グリーンヒル

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
職員処遇	<p>(就業規則について)</p> <p>同規則第5条第1項で管理監督者を「施設長、施設長補佐、事務長、主任生活相談員、理事長が特に定めるもの」と規定しているが、同条第2項の労働時間等に規定する適用除外者と相違するので、是正すること。</p> <p style="text-align: right;">(ほづみ、豊中グリーンヒル)</p> <p>【根拠法令等：労働基準法第41条】</p> <p>【添付資料① 要】</p>	<p>平成28年12月1日 改善予定</p>	<p>別紙 就業規則(案)の写しの通り 是正致します。</p>
	<p>(給与規程について)</p> <p>法定休日に労働させた場合に、3割5分以上の割増賃金を支払うことが規定されていないので、規定すること。</p> <p style="text-align: right;">(ほづみ、豊中グリーンヒル)</p> <p>【根拠法令等：労働基準法第37条第1項、労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令】</p> <p>【添付資料② 要】</p>	<p>平成28年12月1日 改善予定</p>	<p>別紙 給与規程(案)の写しの通り 追記致します。</p>

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
職員処遇	<p>(短時間労働者の雇用について)</p> <p>① 短時間労働者との雇用契約書等に、相談窓口が明示されていないので、明示すること。 (ほづみ、豊中グリーンヒル)</p> <p>【根拠法令等：パートタイム労働法第6条、同施行規則第2条】</p>	平成28年9月1日 改善済	雇用契約書等に相談窓口を明示しました。
	<p>② 雇用管理の改善等に関する相談窓口について、体制整備(相談担当者の選任等)が図られていないので、整備すること。 (ほづみ)</p> <p>【根拠法令等：パートタイム労働法第16条】</p>	平成28年9月1日 改善済	相談窓口を任命し職員に告知致しました。
食事提供	<p>(調理終了後から提供までの管理について)</p> <p>調理終了後から提供までの必要な時刻及び温度が記録されていないので、記録すること。 (ほづみ)</p> <p>【根拠法令等：大量調理施設衛生管理マニュアルII4(3)】 【添付資料③ 要】</p>	平成28年8月1日 改善済	書類の書式を変更しました。
	<p>(飲用水の検査について)</p> <p>調理始業前及び調理終了後に遊離残留塩素を測定していないので、遊離残留塩素が0.1 mg/l以上であることを確認(測定)し、その結果を記録すること。 (ほづみ)</p> <p>【根拠法令等：大量調理施設衛生管理マニュアルII3(12)】 【添付資料④ 要】</p>	平成28年3月1日 改善済	残留塩素測定器 購入し 測定 始めました。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
食事提供	<p>(保存食について) 原材料の一部が保存されていないので、全ての原材料を保存すること。 (ほづみ)</p> <p>【根拠法令等：大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(3)】</p>	<p>平成28年 8月1日 改善済</p>	<p>当日開封食材を取り忘れていた 当日開封食材専用の容器を用意し、調理士調理師が必ず保存士(よう)役割を決めました。</p>

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

【添付資料 要①】 是正後の就業規則の写し、又は、是正予定の就業規則(案)の写し。

【添付資料 要②】 追記後の給与規程の写し、又は、追記予定の給与規程(案)の写し。

【添付資料 要③】 調理終了後から提供までの必要な時刻及び温度の記録の写し。(概ね、改善後1週間分の記録)

【添付資料 要④】 調理始業前及び調理終了後の遊離残留塩素測定記録の写し。(概ね、改善後1週間分の記録)